

# 会計大学院協会ニュース

No.22 2016





## C O N T E N T S

3

### 公認会計士資格取得のための実務補習との連携強化・拡大

会計大学院協会理事長 杉本 徳栄

4

### シンポジウム「グローバル経済を支える公認会計士の魅力と社会的責務」開催される

早稲田大学 川村 義則

5

### 「IFRS教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」の概要

青山学院大学大学院教授 橋本 尚

10

### 「公認会計士の将来像」に込めた思い

株式会社GTM総研 公認会計士 那須 伸裕

11

### 会計大学院協会活動状況(2015.12~2016.4)

# 公認会計士資格取得のための 実務補習との連携強化・拡大



会計大学院協会理事長 杉本 徳栄  
Tokuei Sugimoto

会計専門職大学院における会計教育（監査を含む）の理念は、公認会計士試験合格者の輩出に限られるものではなく、社会人などの再教育（リカレント教育）を含むものだと、個人的には理解しています。この考えのもとで、会計大学院協会理事長の就任当初から、公認会計士試験合格者のための実務補習や継続的専門研修に対する会計専門職大学院による連携の強化・拡大を関係機関にお願いしてきました。このうち実務補習については、すでに日本公認会計士協会において、実務補習料の適正化の問題などから、実務補習所のあり方検討プロジェクトチームを設置して議論が進められてきており、その検討結果が待たれます。

公認会計士法第3条によれば、公認会計士の資格を有するためには、公認会計士試験に合格し、業務補助等の期間が2年以上あり、しかも、実務補習を修了し内閣総理大臣の確認を受けた者でなければならないとしています。つまり、公認会計士になるためには、公認会計士試験の合格を前提に、その後の実務補習の修了が国家資格取得の最終段階に課されているのです。この実務補習は、継続的専門研修とともに法定研修です。

たとえば、日本公認会計士協会の「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム」中間報告（案）（2012年6月29日）でも、「資格取得のための最終段階の試験が、実務補習の修了を確認するという位置付けの下で、国家試験ではなく、協会の実施する修了考査であることは、国家資格としての公認会計士の試験として適切とはいえない」として、あるべき姿の提言に向けた今後の検討課題を示しました。その1つとして、「経験のある会計専門家が企業等で必要であるという社会的ニーズに対応することを前提とするのであれば、実務補習の運営方法を改善するとともに、公認会計士業界だけが実務補習教育に係る人的・経済的負担を負うことは適当ではないことから、広く社会全体で相応の負担を負うことを充実させていく必要がある。このためにも我が国の会計リテラシー向上のため公認会計士業界が中心となって経済界をはじめとした関係者に広く参加を呼びかけ設立された一般財団法人会計教育研修機構を利用することが考えられる」としました。

2009年7月6日に設立された一般財団法人会計教育研修機構は、公認会計士試験合格者のための実務補習機関としての役割とともに、日本公認会計士協会と連携した継続的専門研修制度の運営を担う、まさにオールジャパンの会計教育財団です。現在提供している研修などのメニューは豊

富なものとなっています。

公認会計士試験合格者のための実務補習については、会計専門職大学院での教育も密接に関わっています。

内閣府令である実務補習規則の第3条は、実務補習の方法等について定めていますが、その第6項は、実務補習単位の減免に関わる規定です。実務補習団体等は、その実務補習の内容と同等以上であると認められる内容を有する講義等を行なっている会計専門職大学院において、公認会計士試験合格後の補習生が取得している単位の読み替えを認めています。この規定を受けて、実務補習機関である一般財団法人会計教育研修機構の実務補習規程第12条（実務補習単位の減免）も、これを反映しています。その意味で、会計専門職大学院は、範囲や規模は限られますが、実務補習の役割の一端を担ってきているのです。

公認会計士試験合格者のための実務補習団体は、会計専門職大学院に限るようにすべきであるとする意見があることも承知しています。

とはいえ、公認会計士法第16条第1項は、公認会計士となるのに必要な技能を修得させるためのものとして実務補習を位置づけ、「公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関において行う」と規定しています。また、実務補習規則第4条（実務補習団体等の認定の基準）は、実務補習責任者及び実務補習担当者が、公認会計士開業登録後通算して3年以上経過し、かつ、2以上の法人の財務書類の監査証明業務を現に行っている公認会計士であることを求めています。「理論と実務を架橋した教育」を展開する専門職大学院の1つである会計専門職大学院も、確かに研究者教員と一定割合の実務家教員を配置していますが、あいにく全教員が実務補習団体等の認定の基準を満たすわけではありません。

また、会計専門職大学院で取得した単位による実務補習単位の減免は、金融庁長官が定める公認会計士の組織する団体（公認会計士団体）の実施する修了考査を除いた、実務に関する講義及び実地演習、考査、課題研究に限られています。

こうしたことを考え合わせると、今後も実務補習を法上不可欠な制度として継続する場合、当面はこれら3つの実務補習の方法等（実務に関する講義及び実地演習、考査、課題研究）への会計専門職大学院の連携強化・拡大を模索することの方が、より現実的な方策なのかもしれません。もちろん、会計専門職大学院による教育の質保証を担保するためにも、教育の質の向上を図らなければいけません。

# シンポジウム「グローバル経済を支える 公認会計士の魅力と社会的責務」 開催される

早稲田大学 川村 義則  
Yoshinori Kawamura



2015年12月1日（火）に早稲田大学大隈小講堂において、これから公認会計士を目指す学生の他、大学教員、公認会計士や経理・財務の実務家の方々など、多くの聴衆を迎え、シンポジウム「グローバル経済を支える公認会計士の魅力と社会的責務」が開催された。このシンポジウムは、日本経済新聞社の主催によるもので、会計大学院協会および早稲田大学大学院会計研究科から協力、日本公認会計士協会から特別協賛、その他多くの監査法人、専門学校等から協賛を得ている。（なお、シンポジウムの概要については、「日本経済新聞」2015年12月22日朝刊に掲載されている。）

まず、シンポジウムのオープニングでは、森 公高氏（日本公認会計士協会会長）から、日本の経済社会のインフラとしての公認会計士の役割と魅力について講演があった。次いで、Olivia Kirtley氏（国際会計士連盟会長）から、変化するビジネス環境において公認会計士の職務内容がダイナミックに変わってきている現状について基調講演があった。日本国内において同氏の基調講演を聞くというのは、参加者にとってエキサイティングな経験となったと思う。

さらに、若手の公認会計士として活躍の方々を迎えて、座談会「公認会計士としての日々」が開催された。参加者は、以下のとおりである。

- ・細矢典利氏（有限責任 あずさ監査法人 アカウンティング・アドバイザリー・サービス マネジャー）
  - ・樋口奈津子氏（新日本有限責任監査法人 金融部）
  - ・斎藤祐馬氏（トーマツ ベンチャーサポート株式会社 事業統括本部長）
  - ・門澤麻里氏（PwC あらた監査法人 第2金融部 マネージャー）
- <モデレーター>
- ・八塩圭子氏（学習院大学経済学部特別客員教授、フリーアナウンサー、コメンテーター）

大手の監査法人からえりすぐられたメンバーだけあって、それぞれが公認会計士として多様な領域で活躍されており、座談会では、若さと才気にあふれた討論が行われ、公認会計士の魅力を語る本音のコメントの応酬に会場は大いに盛り上がった。

最後に、パネル討論「グローバル経済を支える公認会計士の社会的責務」が行われた。参加者は、以下のとおりである。

- ・村井章子氏（翻訳家『帳簿の世界史』訳者）
  - ・川村義則氏（早稲田大学大学院会計研究科教授）
  - ・近藤 周氏（三井物産株式会社 経理部会計基準室 室長）
  - ・山田治彦氏（日本公認会計士協会副会長）
- <モデレーター>
- ・八塩圭子氏

本シンポジウムのテーマは、公認会計士の魅力を語るのと同時に、その社会的責務について討論することも含まれている。山田氏からは、公認会計士業界の現状について、冒頭の森氏、Kirtley氏の講演に呼応しながら、キャリア形成などの観点も含めてより掘り下げた発言があった。近藤氏からは、勤務先の経理部で公認会計士資格を有する社員の活躍する状況、グローバル企業の経理の現状について、披露があった。筆者（川村）も、大学教員の立場から、公認会計士の業務が社会の信頼を基礎としており、会計の役割には時代が変わっても変わらないコアの部分があることを述べた。村井氏からは、訳書『帳簿の世界史』にちなんで、歴史の視点から見た簿記・会計のロマンについて、多くの史料とともに語っていただいた。

座談会およびパネル討論は、モデレーターの八塩氏によって進められ、機転の利いたストーリー展開や出席者の虚を突くような質問による、会計・監査の専門家だけでは作れないような演出は聴衆を大いに楽しませるものがあった。中でも、これから受験を考える若者に向けて公認会計士試験の難易度、受験生活、就職問題などの実態について討論をしたり、八塩氏があえて会計不正の問題を取り上げて参加者に意見を求める場面もあった。会計不正の問題については、専門家の世界だけの議論ではなく、広く一般の方々にも理解してもらえるような議論が、公認会計士の社会的信頼を回復し、魅力をさらに高めていくためにも必要であることが再確認されたところである。

# 「IFRS教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」の概要



青山学院大学大学院教授 **橋本 尚**  
Takashi Hashimoto

## 1. はじめに

平成26年3月にIFRS対応会議の下から一般財団法人会計教育研修機構へ引き継がれ設置された「IFRS教育・研修委員会」は、オール・ジャパンでのIFRS教育・研修のあり方について精力的に検討し、平成27年12月1日に「IFRS教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性」としてとりまとめ、公表した。本報告書は、同委員会でのこれまでの検討に基づき、会計人材の裾野を拡大すべくIFRSの教育・研修に関する課題と今後の方向性をとりまとめたものであり、平成27年4月15日に金融庁から公表された「IFRS適用レポート」で挙げられた問題意識も踏まえている。具体的には、「広く関係者にIFRSを普及するための教育・研修」、「IFRSの任意適用を円滑に進めていくための教育・研修」に分け、それぞれIFRS教育・研修の現状と課題を踏まえた今後の方向性を以下のようにまとめている。

## 2. 広く関係者にIFRSの普及を促進するための教育・研修

### (1) 大学等でIFRSを学ぶ機会を増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

中長期的な視点に立って企業のIFRSの任意適用を促進していくためには、IFRSの適用を支える人材の教育・研修のあり方が重要となる。しかしながら、将来の会計人材を育成する大学や大学院の会計教育は、日本基準による個別財務諸表に主眼が置かれ、会計関連科目としては、簿記論、財務会計論、管理会計論などの科目が一般的であり、

国際会計論やIFRSといった科目を設置している大学は決して多くはないという意見があった。

そのような中で、会計専門職大学院においては、IFRSを、主要な柱をなす授業科目であるコアカリキュラムの基幹4科目の一つと位置付けて整備を行っているものの、若いうちにIFRSを学ぶ機会や、IFRSを学習することの意味を理解する機会が少ないのではないかとこの意見が聞かれた。

なお、大学や大学院で会計学を専攻する学生が減少傾向にあり、若い世代を中心に会計離れが進んでいると言われているため、長期的にはこうした構造的な問題についても留意する必要があると考えられる。

### (今後の方向性2-1①)

大学等の会計科目におけるIFRS取り扱いの増加

### (今後の方向性2-1②)

IFRSに関するリカレント教育の場としての会計専門職大学院の活用

### (2) 会計関連の資格等の取得を目指す者にとってIFRSを学習するインセンティブを高める必要があるのではないか

(現状及び課題)

学生や社会人一般にとってIFRSを学ぶインセンティブの一つとなると考えられる資格試験等において、IFRSは現在、主に日本証券アナリスト協会の第二次試験、東京商工会議所及び各地商工会議所が主催しているBATIC（国際会計検定）、公認会計士試験で取り扱われているが、IFRSの出題範囲が限定されている会計関連の資格試験等も見受けられることから、会計関連の資格取得を目指す多くの学習者にとってIFRSの学習を行う十分なインセンティブが不足しているという意見

が聞かれた。

(今後の方向性2-2)

会計関連の資格試験等のIFRSに関する出題範囲の拡大など取扱増加への取組み

### (3) 公認会計士となる者のIFRSについての実務的な知識の習得を高める必要があるのではないか

(現状及び課題)

公認会計士試験合格者は一定期間の実務経験(業務補助等)及び実務補習を修了する必要がある、そこでIFRSについても一定の研修が行われている。

ただし、実務補習におけるIFRS研修は基本的な内容を中心としたE-Learningによるものであり、実務に近い形での研修は不足しているのではないかと考えられる。

(今後の方向性2-3)

公認会計士試験合格者(実務補習生)に対するIFRS教育・研修の充実

### (4) IFRSの知識や情報を有している機関投資家やアナリストを増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

現在、IFRSを任意適用している日本企業はまだ限定的であるが、IFRSを任意適用している企業やその属する業種を担当している一部のアナリストは、IFRSに関する知識を有していると考えられる。一方、アナリストが当該業種を担当していない場合等は、直接的にIFRSの知識が必要とされていないことから、IFRSについての十分な情報や知識を有していないという意見が聞かれた。

IFRSが普及するにつれて、IFRSの知識を有するアナリストや機関投資家が増加すると考えられる。ただし、今後IFRSの任意適用企業の増加が予想される、又は既に増加しつつある業種において、IFRSについて十分な知識を有するアナリストや機関投資家が不足し、その内容や意義について企業と十分な対話ができていないのではないかとこの意見が聞かれた。

(今後の方向性2-4)

IFRSが普及途上にある業種の担当アナリストへの研修等を通じたIFRS情報の発信

### (5) 幅広いIFRSの関係者がIFRSの基礎知識を習得する機会を増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

IFRSの任意適用企業数はかなり増加してきているものの、我が国においてIFRSの基本的な知識を持った者はまだ限られていると考えられる。

IFRSに関する正しい知識は、財務諸表を作成する経理担当者のみならず、企業の経営管理に携わる者、社外取締役や監査役などのコーポレート・ガバナンスを担う者にも必要であるが、日本企業でIFRSが任意適用されてからまだ日が浅いことも要因として、IFRSの基礎知識を有している人が少ないという意見がある。

また、IFRSに対する情報は、報道機関関係者による報道によりもたらされることも少なくないが、報道機関関係者も同様に、必ずしもIFRSに精通しているとは限らないため、企業経営者やその他一般の方にIFRSに関する不正確な理解が広がってしまう可能性があるという意見が聞かれた。

(今後の方向性2-5)

幅広い層に対してIFRSの概要に関する研修等を通じた情報の発信

## 3. IFRSの任意適用を円滑に進めていくための教育・研修

### (1) IFRSの任意適用を検討している企業がIFRSを円滑に適用するためには、必要となる経験や知識を有した人材を増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

IFRSの任意適用を検討している企業がIFRSを円滑に適用するためには、IFRSの実務的な知識や経験を有した人材の参画が重要なポイントとなる。IFRSの実務的な知識や経験は、既に任意適用済みの企業や適用を準備している企業の実務を

通して得られるが、我が国ではIFRSの適用企業がまだそれほど多くはないことから、IFRSの適用にあたって必要となる実務的な知識や経験を有する者が少ないのではないかと考えられる。

-----  
(今後の方向性3-1)

IFRSの実務に資する研修の幅広い実施

## (2) IFRSに基づく財務諸表の監査を行うことのできる人材をIFRSの任意適用企業の増加に備えて拡充する必要があるのではないか

(現状及び課題)

我が国においてIFRSの任意適用の拡大を促進するためには、増加する任意適用企業のIFRSに基づく財務諸表を監査するための十分な人材の確保も必要となる。しかし、一般に、IFRSに基づく財務諸表の監査の経験は、IFRS任意適用企業の監査実務を通じて得られるため、そのような経験を持った人材はまだ限られているとの意見が聞かれる。

我が国でIFRSの任意適用が認められた当初は、実務事例が少なかったため、IFRSに基づく財務諸表の監査を行う人材が不足傾向にあり、検討に時間がかかるなど作成者からみて非効率的に映るケースがあったとの意見が聞かれた。現在は、IFRSに関する事例が蓄積され、監査人の経験も増えたために改善しつつあるとの意見も聞かれるが、IFRSの任意適用企業の増加に備えた、IFRSの監査を実施するために必要な知識を備えた人材の充実が引き続き必要であると考えられる。

-----  
(今後の方向性3-2)

IFRSの監査を実施するために必要な知識等を備えた人材の育成

## (3) IFRSの任意適用を決定するに当たっての経営者等に対する情報提供の機会を増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

IFRSに関するこれまでの研修は、主に個別基準に関する内容を、財務諸表を作成する経理担当

者、監査人及び財務諸表利用者に対して提供してきた。そのため、経営者や財務責任者（以下、経営者等）などIFRSの任意適用の意思決定を行うと考えられる者への直接の働きかけとなる機会が少なく、経営者等の中には報道機関から得られる断片的な情報をもとにIFRSに対する誤解を持って者がいるのではないかととの意見が聞かれた。

また、IFRSを任意適用していない企業の経理担当者は、IFRSの任意適用企業の増加にとまなない、経営者等からIFRS導入の自社への影響や留意点の説明が求められる機会が増える可能性があり、その要求に適時かつ的確に説明できるように心がけておく必要があるが、十分には対応できていないのではないかととの意見が聞かれた。

-----  
(今後の方向性3-3)

経営者等にIFRSに関する適切な情報を適時に提供する機会の提供

## (4) 企業がIFRSを任意適用するに当たって、適用実務に即した研修を増やす必要があるのではないか

(現状及び課題)

既存のIFRSに関する研修に関して、以下の意見が聞かれた。

- ・事例紹介や実務上の留意事項等に配慮した研修は余り行われてきていないのではないかと。
- ・差異の重要性や業務への影響等は、業種や企業状況により異なることを伝えるような研修が行われていないのではないかと。
- ・IFRSをいかに効率的に適用し、効果的に活用していくかという視点が少なかったのではないかと。
- ・後から考えると非効率的な検討を行っていたケースがあったのではないかと。
- ・実務への適用については、IFRSの適用作業を実際に行う際に、基準の内容を調べ会計処理の判断を行う等のOJTによる教育が主なものであったのではないかと。
- ・IFRSの適用が企業のビジネスに与える長期的な影響等について伝える研修が行われていないのではないかと。

-----  
 (今後の方向性3-4)

適用事例研修など適用実務に直結した研修の実施

**(5) 企業がIFRSを任意適用するにあたって、また、新たに公表される個別基準を適用したり、新しい取引にIFRSを適用するにあたって、会計処理に関する判断力を育成するための教育・研修を増やす必要があるのではないか**

(現状及び課題)

IFRSの動向や、新たに公表されるIFRSに関する個々の会計基準に関する研修は、数多く行われている一方、実務での判断力を養成するような教育や研修を受ける機会は多くはないとの意見が聞かれた。

IFRSの任意適用をこれから具体的に検討していく企業にとっては、日本基準上で過去から適用していた会計処理の再検討にあたり、また、既にIFRSを任意適用している企業にとっても、新たに公表されたIFRSの基準を適用する場合や新規の取引が発生した場合には、経済実態を正しく財務諸表に反映させるように会計処理の検討を行う必要がある。したがって、IFRSの知識に加え、企業のビジネスや税務の知識を有するとともに、個々の事象や取引を財務諸表に正しく反映するための会計処理の判断ができる人材を育成することが重要であるとの意見が聞かれた。現在はE-Learning等でIFRSの基礎を習得して以降は、主にOJTによる教育を行い、ジョブローテーションと情報共有を推し進めることで対応しているが、これを補完し、人材育成の一助となる効率的かつ効果的な教育・研修が余り行われていないのではないかという意見があった。

また、IFRSで具体的に言及されていない場合は会計処理を個別に判断する必要があり、作成者と監査人間で意見の調整が必要となるため結果的に多くの時間を費やすケースがあるとの意見が聞かれる。作成者と監査人の間での意見の相違や調整の必要性は当然にあり得るものの、概念フレームワークや個々の会計基準の背景にある考え方を深く理解していないと、議論を効率的に行い、か

つ一貫した会計処理を行うことが困難になるケースがあるのではないかという意見が聞かれた。

-----  
 (今後の方向性3-5①)

会計基準の趣旨及び背景に関する理解をより重視した研修の実施

(今後の方向性3-5②)

設例を利用した概念フレームワーク研修の実施

**(6) 国際的な対応力の向上に資する教育・研修が必要ではないか**

(現状及び課題)

IFRSは世界で100以上の法域で利用されている会計基準であり、その利用はさらに拡大している状況であることから、IFRSを任意適用する企業にとっても、IFRSに基づく財務諸表を監査する監査人にとっても、また、その財務諸表を利用する利用者にとっても、様々な場面でIFRSについて英語で議論する機会が増加してきている。

例えば、財務諸表を作成する企業にとっては、IFRSに関する会計処理等について海外子会社とIFRSの原文を基に英語で議論を行う場面が増加し、また、監査人にとっても海外でのIFRSに関する監査事例等について海外の監査人と原文を基に英語で議論を行う場面が増加してきている。

そのため、IFRSに関するコミュニケーションを英語で行い、IFRSを適切に理解し適用する能力は、今後益々重要になると考えられる。しかしながら、現状は、こうした場において、英語でIFRSを議論していくことのできる人材はそれほど多くはないとの意見が聞かれた。

これは、日本人が英語を母国語としない中、IFRSは、公表後に日本語へ翻訳されるため、日本語のみで学習することが可能であり、原文で理解する機会が限られていることが一つの原因であるとの意見がある。加えて、その知識をもとに考え議論を行う機会が限られていることも原因の一つではないかとの意見が聞かれた。

もちろん、英語でディスカッションを行うような研修だけでは、英語でIFRS業務に対応できる人材を育成するには十分とは言えず、海外とのや

り取りの中で、実際に発言する機会を与えるなど教育・研修を越えた取組みも必要になると考えられる。

なお、平成27年9月18日に金融庁から公表された「平成27事務年度 金融行政方針」において、国際的な会計人材の確保に関し、金融・資本市場のグローバル化等に対応する国際的な会計人材の育成の取組みについて言及されている。

-----  
(今後の方向性3-6)

国際的な対応力の向上に資する教育・研修の強化

#### 4. おわりに

IFRSの任意適用の拡大を促進していくためには、IFRSに対する関係者の理解を深め、IFRSの効率的な適用や一貫した適切な適用を確保する必要がある。それによってIFRS適用の実績が積み上がり、適用が円滑に行われることで、更なる適用企業の増加につながると考えられる。

広く関係者にIFRSを普及させるためには、まず、IFRSに対する理解を浸透させ、IFRSの任意適用の増加を受け入れる土壌を作ることが重要となると考えられる。関係者には、企業で直接的に財務諸表を作成する経理担当者や任意適用企業の財務諸表を監査する監査人に加えて、IFRSに準拠して作成された財務データを利用して企業経営を行う経営者等、IFRSの利用者である証券アナリスト等、そういった関係者に情報を伝える報道機関、将来のIFRSの任意適用を支える人材であ

る学生等が含まれ、IFRSの教育・研修の充実を通してIFRSに通じた人材を増やしていく必要があると考えられる。

また、企業がIFRSの任意適用を円滑に進めていくためには、3で取り上げたような、企業に対して直接的に働きかけるような教育・研修が必要となると考えられる。IFRSが日本企業に適用され始めた当初は、日本基準からのIFRS適用の事例がなくIFRSの実務経験を持った人材が不足していたことから、まずは個別基準に関する正確な知識の習得にIFRS教育・研修の重点が置かれていたものと考えられるが、今後は個別基準の習得を中心に据えたIFRS教育・研修から、より実務に即したIFRS教育・研修にも力を注ぐ必要があると考えられる。具体的には、適用事例をもとにした研修等のより実務に即した教育・研修の実施が必要となると考えられる。また、企業経営のグローバル化に伴い、IFRSをより適切に理解し適用していくためには、IFRSを原文で理解し、海外子会社や海外の監査人等と英語で議論ができる人材を育成することも重要であり、そのための一助となるような教育・研修が求められると考えられる。

本報告書で今後の方向性として記載された内容を推進していくために、本委員会では具体的なアクションプランを含めて検討を行っていくこととしているが、より実効性のあるIFRS教育・研修を実現し、IFRSの任意適用拡大を促進していくために、関連団体が相互に協力し叡智を結集して対応していく必要があると考えられる。

# 「公認会計士の将来像」に込めた思い

株式会社GTM総研 公認会計士 那須 伸裕  
Nobuhiro Nasu

2016年3月27日に開催された会計大学院協会理事・委員会議終了後、昨年12月に出版された関西大学大学院松本祥尚教授、青山学院大学大学院町田祥弘教授及び筆者の共著である「公認会計士の将来像」について、その趣旨や目的及び3人が本書に込めた思いをご説明する機会をいただいた。ご説明及び主な質疑の内容は以下のとおりである。

## 1. 出版までの経緯

我々著者3名は、2009年から「日本の会計士制度研究会」において研究を始め、2011年の日本公認会計士協会から受託した「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿」の研究を経て、2013年から本書の執筆を開始した。「TPP時代」が到来し、会計専門職を取り巻く環境や数値として現れる公認会計士試験の状況は一層不透明さを増し、「会計」や「監査」という資本主義社会の基礎が人材面から揺らいでいるとの考えの下、継続して現行制度の否定ではなく代替可能、実行可能と考えられる方策の提案を行ってきた。

## 2. 本書の概要と提言

我々は現在の公認会計士制度を取り巻く諸問題は、我が国の会計プロフェッションの発展過程、資格取得前後の教育の仕組み及び試験・資格登録制度に所在すると考えた。そこで本書では、英米における会計プロフェッションの発展過程を踏まえ「会計プロフェッションとは何か」を確認し、資格取得前後の教育と資格試験、実務経験と公認会計士の行う実務について、我が国の現状の実務や諸外国の制度や国際基準を踏まえ検討を行った。

そして終章において、以下の6項目の提言を行った。

### 提言1 公認会計士の社会的な存在意義に関して

会計プロフェッションは、会計に関する専門的能力を基礎として成立していることを認識し、監査・証明業務の外側にある特例法により独占が認められている非監査業務等についても公認会計士は自ら準拠規範を明確にして業務を行うことが必要である。

### 提言2 公認会計士の業務の拡大に関して

公認会計士を含む会計プロフェッションは、英米の発展過程も踏まえ、多様な会計専門業務の提供を目指すべきであり、自主規制機関はそのために必要となる準拠規範や実務指針等の整備を進める必要がある。

### 提言3 資格取得前教育に関して

会計プロフェッションが公共の利益への貢献を担う以上、大学・大学院等の高等教育機関の教育と同等の要件を義務付

ける必要がある。また、国際教育基準への適応が必要であり、試験科目の拡大にあたっては高等教育機関における履修、単位取得の活用が合理的である。

**提言4** 試験合格から資格取得までのプロセスに関して

監査証明業務を行う専門家と認められるためには、監査法人や公認会計士の下で監査証明業務の経験が必要である。しかし監査法人は営利事業体であることから、会計専門家である公認会計士の資格と監査証明業務への従事を認める資格とを区分することも検討に値する。

### 提言5 外国および他の資格との関係について

税理士資格と公認会計士資格は、少なくとも試験の一部など基礎的部分の統合を図り、その上でCPDや固有の実務経験や専門試験等により各分野の専門家を養成することが望ましい。それにより、TPP時代の諸外国との資格相互承認に備える必要がある。

### 提言6 資格取得後教育について

CPEからCPDに改組することで、公認会計士個人々々が専門とする分野のスキルを高めるとともに、それを外部に明示することにより専門家の専門分野における競争環境を構築することが望ましい。

## 3. 主な質疑

出席者からは「市場の期待は、公認会計士個人レベルではなく監査法人という組織レベルのものしかないのではないか？」との指摘があった。これについては、会計専門家がほぼすべてを占める現状の監査法人においては、依然として個人レベルの公認会計士の強化が必要であると考えられる。

また「単に会計の専門家というだけでは、市場から価値を認められ難く、税務や証券分析といったプラスアルファが必要ではないか？」との指摘については、例えば現状の監査実務においても、企業組織の内部統制の構築、評価や改善提案など広範なコンサルティング能力が身につくと考える。

従って、本書で提言した事項を実現することにより、我が国の経済インフラを支える人材を育成し、社会に貢献させることができると考えている。



## 会計大学院協会活動状況 (2015.12~2016.4)

### 総会、理事委員会議

2015年12月23日 第4回 理事・委員会議(会場：関西学院大学・東京丸の内キャンパス)

2016年 3月27日 第5回 理事・委員会議(会場：関西学院大学・東京丸の内キャンパス)

### シンポジウム・セミナー等

2015年12月1日 日本経済新聞社主催のシンポジウム「グローバル経済を支える 公認会計士の魅力と社会的責務」  
(協力：早稲田大学大隈記念講堂小講堂)

### インターンシップ

2015年2月15日から2月26日 有限責任監査法人トーマツ、有限責任あずさ監査法人、PwCあらた監査法人、  
新日本有限責任監査法人へ会計大学院生を派遣。

### 渉外事項

日本公認会計士協会、文部科学省および一般財団法人会計教育研修機構と必要に応じて協議。

## 2015年公認会計士試験合格状況調査結果

2015年度在学学生	合格者数	論文式科目別合格者数
2年生	22	0
1年生	13	0
修了生	合格者数	論文式科目別合格者数
2014年度修了生	21	4
2013年度以前修了生	64	6

※会計大学院によっては、一部の項目について未集計のものがあります。

#### 会員校

- ・ 青山学院大学 (大学院会計プロフェッション研究科)
- ・ 大原大学院大学 (大学院会計研究科会計監査専攻)
- ・ 関西大学 (大学院会計研究科会計人養成専攻)
- ・ 関西学院大学 (専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻)
- ・ 熊本学園大学 (専門職大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻)
- ・ 千葉商科大学 (大学院会計ファイナンス研究科)
- ・ 中央大学 (専門職大学院国際会計研究科)
- ・ 東北大学 (大学院経済学研究科会計専門職専攻)
- ・ 兵庫県立大学 (大学院会計研究科会計専門職専攻)
- ・ 北海道大学 (大学院経済学研究科会計情報専攻)
- ・ 明治大学 (専門職大学院会計専門職研究科)
- ・ LEC大学 (LEC東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻)
- ・ 早稲田大学 (大学院会計研究科)

#### 準会員校

- ・ 慶応義塾大学

#### 賛助会員

- ・ 日本公認会計士協会
- ・ 日本税理士会連合会

2016年5月現在

## 会計大学院協会ニュース No.22 [2016年5月21日発行]

【理事長校】 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

【会計大学院協会事務局】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25